

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障がい者数の増加、障がい者の高齢化、障がいの重度・重複化等が進む中、障がいの状況に応じて、きめ細やかな各種サービスを提供していくことが求められています。

国においては、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法を改正するとともに、障害者自立支援法を改正し、「障害者総合支援法」として、新たに法律の理念に「共生社会の実現」や、難病患者を対象として加えるなどの制度改革を予定しており、障がい者を取り巻く施策は新たな転換期を迎えています。

「瑞浪市障害者計画」においては、誰もが住み慣れた地域や家庭でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮できる全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」の2つを基本理念として施策を展開してきました。

第2次障害者計画策定以降も、本市の障がい者（児）数は微増の傾向にあり、高齢化とともに、65歳以上の障がい者の割合が増加しています。

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障がい者が地域で安心して暮らしていくために以下のことが求められています。

障がい者が地域で自立した社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス量の確保

障がい者が健常者と分け隔てなく生活できる社会（ノーマライゼーション）の実現のための基盤整備等

以上のことから、障がい者本人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、行政、事業者、ボランティアなどの連携を強化し、障がい者をサポートしていくことが必要です。さらに、子どもの発育の遅れや障がいなどで悩んでいる保護者が少なからずみられます。そのため、障がいや発達の遅れの早期発見、早期治療とライフステージの各場面の連続性を大切にされた総合的な生活支援を進めていく必要があります。

ノーマライゼーション：

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

リハビリテーション：

身体的、精神的、社会的な障がいのある人の、機能、能力、社会生活の全人格的回復や促進を目的とする、専門技術による支援。

新計画の策定にあたっては、「障がいの状況に応じたニーズを把握し、必要なサービスを確保していくための計画づくり」、「人生の各段階において連続した適切な支援ができる計画づくり」を計画策定のコンセプトとします。

国や県の動向、総合計画及び関連諸計画の方向性を踏まえるとともに、現行計画の評価検証、アンケート調査や団体ヒアリング調査による住民ニーズの把握、さらにこれら基礎資料の総合的な分析に基づく新計画の施策・事業の方向性の検討を行いながら、「第 3 次瑞浪市障害者計画」及び「第 3 期瑞浪市障害福祉計画」を定めています。

2 計画の性格

本計画は平成 19 年に策定した「瑞浪市障害者計画・障害福祉計画（やさしさふれあいプラン 2）」と、同計画の「障害福祉計画」部分を見直し策定した「第 2 期障害福祉計画」が平成 23 年度までの計画期間となっており、これを見直し、新たな計画を策定するものです。

	障害者計画	障害福祉計画
根 拠 法 令	障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号)	障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号)
計 画 趣 旨	市における障がい者福祉に関する施策の方針を定める基本計画	障害者自立支援法による各種障害福祉サービスの必要量を見込み、その確保のための方策を定める計画
位 置 づ け	市における障害福祉に関する総合的な部門計画	障害福祉サービス等障害者自立支援法によるサービス確保のための計画
計 画 期 間	6 年 (法令等の定めなし)	3 年 (障害者自立支援法に規定)

「障害者計画」は国の障害者基本計画及び県障害者計画を基本として、市の総合計画に即し、かつ、市内の障がい者の状況等を踏まえた本市における障がい者のための施策に関する基本計画であり、「障害福祉計画」は障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

「障害福祉計画」は、「障害者計画」の特に【生活支援体制の充実】、【社会参加の促進】に関するサービス確保のための具体的方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものであるため、両計画を1つの計画として見直します。

3 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がい者が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、地域において障がい者に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

4 計画の期間

瑞浪市障害者計画・障害福祉計画の期間は、平成24年度を初年度とし、障害者計画については平成29年度までの6年間とします。障害福祉計画については、第3期として、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

なお、障害福祉計画については、国の障がい者制度改革推進会議において谷間のない制度への見直しが検討され、平成25年4月を目途に、「障害者総合支援法」の制定準備が進められています。

国の法律の動向やその後の社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても計画の見直しを行います。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第3次瑞浪市障害者計画					
第3期 瑞浪市障害福祉計画					
			第4期 瑞浪市障害福祉計画		